

茨城県立県民文化センター 友の会 会員規約

第1条：名称

本会は、「茨城県立県民文化センター 友の会」と称する。

第2条：会員

会員とは、本規約を承認のうえ、茨城県立県民文化センターが入会を認め、所定の年会費を支払った者とする。

第3条：会員期間及び更新

会員期間は、会員として登録した日の属する月の末日から1年間とする。ただし、会員期間の満了の翌月末日までに次年度の年会費を支払うことにより更新手続きが完了するものとし、会員期間の満了日から1年間延長する。

第4条：年会費

- (1) 年会費の支払いは、全額一括払いとする。
- (2) 初年度の年会費の入金をもって入会とする。
- (3) 次年度の更新時には、茨城県立県民文化センターが指定する方法（窓口払い・クレジット決済・セブン・イレブン支払い）で期限までに支払うものとする。
- (4) 年会費は、理由の如何を問わず一切返金しないものとする。

第5条：会員証

- (1) 茨城県立県民文化センターは、会員に対し、茨城県立県民文化センター 友の会会員証（以下、「会員証」と称す。）を発行する。
- (2) 会員証は、会員本人のみが利用できるものとし、他人に譲渡、貸与できないものとする。

第6条：会員証の紛失・盗難

- (1) 会員は、会員証を紛失し又は盗難にあった場合は、ただちに茨城県立県民文化センターに届け出るものとする。
- (2) 紛失、盗難その他の事由により会員証を他人に利用され、会員又は茨城県立県民文化センターに損害が生じた場合は、会員がその損害の責を負うものとする。
- (3) 会員証の再発行に要する経費は、会員の負担とする。

第7条：会員特典

会員は、茨城県立県民文化センターが通知する催事に関する各種サービスを、所定の方法により利用することができるものとする。

第8条：届出事項の変更

- (1) 会員は、氏名、住所、連絡先等に変更が生じた場合は、その内容を茨城県立県民文化センターに届け出るものとする。
- (2) 前項の届け出がないために生じた不利益については、会員がその責を負うものとする。

第9条：退会

- (1) 会員が退会するときは、茨城県立県民文化センターへの届け出を行い、支払い債務を完済するものとする。
- (2) 会員が届け出た住所、連絡先への連絡が、会員更新期日から継続して1か月以上取れない場合は、会員からの申し出がなくても自動的に退会扱いとし、会員資格を更新しないこととする。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、退会の提出がなくても茨城県立県民文化センターが会員の資格を取り消すことができるものとする。
 1. 入会の届け出に虚偽の申告があったとき
 2. 会員期間の満了日から1か月以内に更新手続きがなされなかったとき
 3. 本規約に違反したとき
 4. 会員として購入した公演チケットを営利目的で転売したと認められたとき
 5. 暴力団員、その他これに準ずるもの等の、反社会的勢力に該当すると認められたとき
 6. 会員本人が死亡したとき
 7. 当会が解散したとき
 8. その他、茨城県立県民文化センターの運営上支障があるとき

第10条：規約の変更

茨城県立県民文化センターは、本規約を必要に応じて変更することができるものとする。この場合、茨城県立県民文化センターは変更事項を速やかに会員に通知するものとする。

第11条：個人情報の扱い

会員から収集した個人情報は、茨城県立県民文化センター個人情報保護方針に則り、上記方針に記載する範囲で取り扱うものとする。

附則

この規約は、令和6年5月21日より適用する。